

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により。派遣元事業主（当社）は、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等（岐阜本社）

派遣 労働者数	派遣 事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間あたりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 ((①-②)÷①)
6	5	11,320	9,580	15.4%

マージンに含まれる費用

社会保険料(事業者負担分)	健康保険・厚生年金・介護保険・雇用保険・労働保険料等
有給休暇・退職金費用	取得時や退職時の費用
健康診断費用	一般健診、生活習慣病健診
募集費用	求人費用
営業、事務員費用	営業社員の人件費、経理総務社員の人件費
社内インフラ費用	システム、電話、プリンタなどの整備、レンタル費用
営業利益	会社運営費から引いた利益

2. 労働者派遣法第30条の4 台甲の労使協定を締結しているか否かの別等

締結しております。有効期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日となります。

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(1)

ビジネスマナー コミュニケーション能力 ハンディなどの機器操作
フォークリフト免許取得支援 PCスキルの工場 ロケーション管理・在庫管理
リーダー研修
(OFF-JTにて負担無償で実施)

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項(2)

キャリアコンサルティングの相談窓口
派遣元責任者 田中祐次
電話：0585-32-3686

g f . J 株式会社



〒501-0553 岐阜県揖斐郡大野町南方54番地1

TEL：0585-32-3686

FAX：0585-35-7773